

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第9号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第14条の6の11中「20万円」を「22万円」に改める。

第18条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時

金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第14条の6の11及び第18条の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。